令和 5 年 10 月 26 日

第87回世田谷区地域保健福祉審議会

午後6時30分開会

会長 第87回世田谷区地域保健福祉審議会を開会する。

本日の審議は、Zoomを併用して開催する。

4名の委員から欠席の連絡があった。

昨年11月に区長から諮問をいただいているが、本日は答申について審議していただき、 まとまれば区長に答申したいと思うので、どうぞよろしく願う。

事務局から資料の確認を願う。

保健福祉政策部次長 多忙のところ世田谷区地域保健福祉審議会へ出席いただき感謝する。

本日は区長が出席しているので、区長より挨拶する。

区長 先日、玉川せせらぎホールのシンポジウムで地域保健福祉審議会の会長から各種 計画を少しずつ紹介しながら、パネリストにも登壇いただき、活発に議論いただいた。

本日、答申に向けて議論いただく3つの計画について忌憚のない意見をお聞かせ願いたい。皆様よろしく願う。

保健福祉政策部次長 本日もZoomと対面式の併用開催とする。ウェブ会議システムでは、基本的にはマイクをミュートに設定し、画面上の挙手で合図し、会長の指名を受けたらマイクのミュートを解除し、所属と名前の後、発言願う。発言が終わったら再度のミュート設定を願う。各自での会議の録音、録画は遠慮願う。なお、区側出席者も一部オンライン参加である。

本日の資料を確認する。

(資料確認、省略)

会長 議事に入る。本日は審議案件が3件ある。

審議の(1)世田谷区地域保健医療福祉総合計画の策定にあたっての考え方について(答申案)について事務局から説明願う。

(保健福祉政策部次長 資料1 世田谷区地域保健医療福祉総合計画の 策定にあたっての考え方について(答申案)について説明、省略)

会長 前回提示されたものから修正や追加があったところを中心に説明いただいたが、 前回までペンディングになっていた図なども頑張ってつくっていただいた。それらについ ても意見等があれば発言願う。

委員 79ページに子どもの権利のくだりがある。子どもの権利擁護はとても大事だと思

うが、もし可能であれば一歩進めて、子どもの意見表明支援にもう少し突っ込んで何か反映させたほうがいいのではないか、検討願う。

保健福祉政策部次長 これから案の作成に向けて、今指摘いただいた件を検討して反映させていきたい。

委員 目指す姿が示されて、それに対して現状や取組みの説明になっており、非常に良いと思う。世田谷区民にとってどういうことかが分かる表現になっている部分もあるが、抽象的な部分もあるので、なるべく具体的な姿で描いていただきたい。なかなかいい感じではないか。

会長 基本計画があり、これから皆さんに審議していただく各分野の計画もあり、その中間に総合計画があるので、総合計画をつくる立場からすると、どれだけ各計画の分野まで踏み込むのか、どれだけ基本計画側に寄ってやるのかという悩みはあったと思うが、委員の指摘のとおり、明確にできるところがあれば明確にするし、あえて各事業計画に委ねるところがあれば、はっきり事業計画側と調整していただき、いずれにしても区民の皆さんにより具体的に明確なものが分かるようにしていただきたいが、部長、いかがか。

保健福祉政策部長 私たちがつくって満足するものではないので、委員から指摘があった区民にとってより分かりやすくということを心がけていき、計画の本体をつくるに当たって言い回しは考えていきたい。

委員 34ページの福祉の相談窓口に件数が書いてあるが、本来ならまちづくりセンターに話を持っていかなければいけないのに、あんしんすこやかセンターのほうが件数が多い。地域包括支援センターの中で、あんしんすこやかセンターが飛び抜けて数が多いことについて説明願う。

高齢福祉部長 まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター、社会福祉協議会が福祉の相談窓口を構成しているが、あんしんすこやかセンターでは、介護保険の相談なども受けていることから、飛び抜けて相談件数が多くなる傾向にある。その他、介護保険に至る前の高齢者の相談なども受けていることから、このような数字になっている。

会長 ほかに質問、意見がないようであれば、世田谷区地域保健医療福祉総合計画の策定にあたっての考え方について(答申案)については、本案のまま答申とし、区は本日いただいた意見も踏まえてしっかりと計画案を策定願う。

本日、答申かがみ文の写しを配付しているが、このかがみ文を添えて、後ほど答申を行いたいが、よろしいか。

(異議なし)

会長 では、本日答申させていただく。

次に、審議の(2)第9期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定にあたっての考え方について(答申案)について事務局から説明願う。

(高齢福祉課長 資料 2 第 9 期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業 計画策定にあたっての考え方について(答申案)について説明、省略) 会長 本件について意見等はあるか。

(なし)

会長 特になければ、第9期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定にあたっての考え方について(答申案)については、本案のまま答申とし、しっかりと計画案を策定願う。

先ほどの案件と同様、答申のかがみ文の写しと今後の計画策定に期待することを配付している。よろしいか。

(異議なし)

会長 次に、審議の(3)せたがやインクルージョンプラン 世田谷区障害施策推進計画 の策定にあたっての考え方について(答申案)について事務局から説明願う。

(障害施策推進課長 資料3 せたがやインクルージョンプラン 世田谷区 障害施策推進計画 の策定にあたっての考え方について(答申案)について 説明、省略)

会長本件について意見等はあるか。

私からで恐縮であるが、前の審議会で名称変更を検討しているとの説明があり、今日出していただいたのは「インクルージョンプラン」と変わっている。そのことについて説明願う。

障害施策推進課長 冊子の答申案の8ページを確認願う。現在の計画、せたがやノーマライゼーションプランを最初に区で制定したのは平成7年である。当時の考え方については記載している。その後、国においても障害者基本法の改正や関係法令の制定等があり、国連の障害者権利条約の批准などもあった。また、区では、世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例を昨年度制定するなど、社会状況がかなり変わってきている認識の下、改めてこの名称をどうしていくか議論いただいた。

「多様な人々が、それぞれの生き方を尊重され、排除されることなく、同じ社会の一員

として受け入れられるインクルージョン(社会的包摂)の考え方が、これまで以上に大切となっています」と記載があるが、今あるノーマライゼーションの考え方を継承しながら、名称を変えていこうと考えたものである。

委員 私も少し気になっていたのは、インクルージョンという言葉を使うことで、包んでしまうイメージが出てくる。インクルージョンと言われたときに、自分はどうなのかと言われてもよく分からない。インクルージョンについて基本的な考え方と、世田谷の人たちにとってどうすることがインクルージョンなのか。要するに、概念をもう少し整理したほうがいいのではないか。実際、私たちの生活の中でどうなのかという結びつきがもう少し分かりやすくなるのではないか。

それと、この言葉もよく使われるが、10ページに「『誰一人取り残さない』ことをテーマに」と書いてあるが、どこに取り残すのか、「取り残さない」とはどうすることなのかが、もう少し生活と密着した形で具体的に出たほうが分かりやすいのではないか。

障害福祉部長 先ほど別の件でもあったが、もう少し区民の方にとって分かりやすい具体化をという意見があったので、工夫できないか考えさせていただき、入れていきたい。 多様性を尊重しつつ、障害のある方にも多様性があることを前提にして、あくまで障害の計画であるので、中でも大分議論のあったところである。ただ、区民の方にとって分かる分からないは重要なことなので、もう少し工夫できないか検討したい。

「誰一人取り残さない」については、区の全体の計画も含めて文言の確認をしっかりして説明できるようにしていきたい。

委員 106ページと107ページは、これから調整されるので、加わるところかと思うが、特に107ページ、地域生活支援の充実で、「強度行動障がいを有する方への支援体制の整備、令和8年度末までに支援体制の整備を進める」とある。障害のある方で地域生活に移行する希望を持たれている方もいるが、施設で暮らしている方は不安もあり、地域生活したいが、地域に行ったときに当然不安を感じる。想定されていると思うが、特に施設入所では強度行動障害を有する方が多くいらっしゃる。地域に移行したときに強度行動障害への支援は必要になると思うが、世田谷区ではどういった体制で整備されるのか、何かイメージしているものがあればお教え願いたい。

障害施策推進課長 具体的な区の取組みはこれからになるが、イメージしているのは、 障害者施設や相談支援、障害児施設などが、強度行動障害の方への基本的な理解や対応方 法、その他を学ぶ機会をまずつくっていく必要がある。その後、ネットワークを組みなが ら、強度行動障害の方が住みやすい支援体制を構築してくことになると考えている。今、 国では令和6年度からの福祉サービスの報酬改定の検討をしており、恐らくサービス事業 所での報酬加算も、国の考え方が年度末には出てくると思うので、動向をみていきたい。

委員 パブリックコメントについて、私も拝見して、かなり具体的なことがたくさん書いてあると思うが、これについて何か区民の方に回答することはあるのかお聞かせ願いたい。

障害施策推進課長 この計画に限らず、パブリックコメントを募集したら、これに対して所管はこういう考え方を持っているということをまとめて、後日公表する予定である。

会長 ほかになければ、せたがやインクルージョンプラン 世田谷区障害施策推進計画 の策定にあたっての考え方について(答申案)については、本案のまま答申させていた だく。区では、しっかりと計画案を策定願う。

前の2つの案件と同様、答申かがみ文の写しを配付している。このかがみ文を添えて答申を行いたいが、よろしいか。

(異議なし)

会長 この後、区長から諮問されている3つの計画に対する答申を行いたい。

(答申文を朗読し、区長に手渡す)

会長 報告事項に進む。

報告の(1)健康せたがやプラン(第三次)素案について事務局から説明願う。

(世田谷保健所健康企画課長 資料 4 健康せたがやプラン(第三次)素案について説明、省略)

会長 ただいまの報告について質問等はあるか。

(なし)

会長特になければ、次に進む。

報告の(2)第2期世田谷区認知症とともに生きる希望計画策定にあたっての考え方について(答申)について事務局から説明願う。

(介護予防・地域支援課長 資料 5 第 2 期世田谷区認知症とともに生きる希望 計画策定にあたっての考え方について(答申)について説明、省略)

会長 ただいまの報告について質問等はあるか。

(なし)

会長特になければ、次に進む。

報告の(3)世田谷区手話言語条例(案)について事務局から説明願う。

(障害施策推進課長 資料 6 世田谷区手話言語条例(案)について説明、省略) 会長 ただいまの報告について質問等はあるか。

(なし)

会長特になければ、次に進む。

次に、全区版地域ケア会議の開催となる。地域ケア会議は、地域包括ケアシステムの実現のために介護保険法により制度的に位置づけられた会議で、世田谷区では、地区、地域、全区で行うこととしている。当審議会は、政策の立案に向けた提言に関することを検討する機能を持つ全区版地域ケア会議として位置づけられており、これまで6回開催している。今年度は本日の審議会において第7回全区版地域ケア会議を開催する。

事務局から説明願う。

(保健福祉政策部次長 資料7 全区版地域ケア会議について説明、省略)

(生活福祉課長 資料7 全区版地域ケア会議について説明、省略)

会長 世田谷区で28ある地区での地区版地域ケア会議で困ったと言っていることが、5 つの地域の地域版地域ケア会議を経てここに上がってくるということで、そもそも全区版 に上がっている問題自体が難しい問題だと思う。

限られた時間で多くの説明があったが、制度としては、成年後見制度という法律的な制度から、社会福祉協議会が担当してやっている日常生活自立支援事業もある。日常生活自立支援事業は、成年後見制度のような堅いことは言わないが、金銭管理の支援を社会福祉協議会の方にお願いしている。資料では都の社会福祉協議会となっているが、それを世田谷区社会福祉協議会が受けてやっている。実際、相談を受けてから相談が始まるまでいるいるな手続きがあり、2か月はかかるので、その間どうするのかという話がある。法律の事業としては、もちろん生活保護があり、その手前に生活困窮者の自立相談支援事業があり、家計がうまく回る支援をする枠組みがある。それも金銭管理の支援にはなるが、こちらは法律の制度であるだけにストライクゾーンが自由自在というわけにはいかないという話があった。

そういったことを踏まえて、現場で接している委員の方がいれば、あるいは学識委員の方で我々がこれから議論していく上で参考になる情報が何かあれば積極的に提供願いたいが、いかがか。

委員 今、私が所属しているのは玉川地域であるが、同じように金銭管理についての課

題は出ている。今年度のテーマとして地域で取り組もうかという話も出ている。

あんしん事業につながろうとしたが、本人との契約がうまくいかずつながらなかった方が、次に成年後見制度に移行するところに行き着くまでに時間がかかるということがあり、例えばサービスの契約ができなかったり、お金の問題で支払いが難しく、必要なサービスが受けられなくなった方もいる。なので、こぼれ落ちてしまうところに何か仕組みができるとよいと思う。

委員 審議会での発言からは少しピントがずれてしまうかもしれないが、資料1から資料7まで見てきて、最後に認知症のこのようなことが出てきたが、その方々は待っていられない。

例えば老人に運動させる。私も常々感じるが、やはり運動をやっていると体が動く。これは明らかなことである。実は先々週から2週間ぐらい寝込んだら、体が動かない。年寄りは待っていられない。

近くに住んでいる私の小学校の頃の同級生の奥さんが認知症になっているが、子供がお 金を押さえて何もできないと毎日言ってくる状況がある。

それから、私が少し心配になっているのは、資料の中でも防災に関して書かれているが、説明がほとんどない。災害が発生したら要支援者は逃げられない。助けるためにはどうするのか。

つまり、大変立派な制度が出来上がってくると同時に、この中で言っている、やるべき ことを先に早く何か別のルートでできないか。例えば腰痛体操があるが、あれはとても体 にとっていい。そういうものを全員に配っておくとか、指導をやるとか、これと同時にや っていっていいのではないか。今回、そういう感じがすごくしている。これを待っていた ら、待っている間に年寄りにどこかに行かれてしまう。

今、区長にお願いをして、成城地区でやっている災害対策活動を全区に早く広げたい、一人の犠牲者も出さないという目標でやっている。成城地区には1万3000世帯あって、400の自治会の班があるが、その班の中で助け合っている。社会福祉協議会も民生委員も要介護者のリストをつくっており、何かあったらこのリストでやろうとしているが、阪神・淡路大震災で亡くなった方の90%は14分以内に亡くなっているので、今の制度で間に合うわけがない。今、成城地区でやっている災害対策活動は、5分以内に命の危険にさらされている人を見つけ出す、早く助けることをやっていて、年2回訓練をやっているが、参加率は戸建てで60%である。何とか命を助けようとやっている。この会議で、こういう

ものをもっと区の中でやれないのかという感じがした。

会長 金銭管理の問題にもつながると思うが、とにかく高齢者は切迫している状況にあるということである。今の委員の話は答申した3計画にも関わることで、計画をつくるのはいいが、その過程において実施ということを考えるべきではないかという指摘であった。

今日説明はなかったが、まさに活動と参加で、みんなでつながりを持ってやっていこうという中で、防犯、防災は大事なテーマであるが、それは今回の総合計画などでも重視されているので、区も一生懸命取り組んでいただけると思う。

金銭管理の件について、情報提供、話題提供していただける方がいたらお願いしたいが、いかがか。

委員から話があったが、成年後見や社会福祉協議会のあんしん事業につながるまでの間、何か対応しなくてはいけない。今、現場では困っておられるが、皆さんで議論していて、考えられていることなどがあったら紹介願う。

委員 なかなか難しいことで、いい案が浮かばず、全区版地域ケア会議に出したりしている。

令和元年度の全区版地域ケア会議のときに、身元保証人が立てられない方の入院・入所に関する世田谷区版ガイドラインが作成されたかと思うが、そこにも共通する内容が書かれている。入院されたときに、独り暮らしで身寄りのない方はお金の支払いがなかなか難しいとか、誰がどうするのかについては、関係機関が協力し合って対応する、いろいろな機関、保健福祉課や、あんしんすこやかセンター、病院等と協力、協働して対応に当たることが書かれていたので、それを実践するようにはしていたが、ガイドラインがあまり普及していないことを実感している。

この資料に書かれていて読ませていただいたが、緊急的に対応してくださることはよいと思った。あんしん事業だと意外と対象外になって難しいこともあるが、荒川区では緊急事務管理事業をしているとあった。待ったなしの方たちはたくさんいるし、それこそライフラインが止まって何とかしなければということも正直あるので、緊急で対応しなければいけないときに発動できる仕組みがあるといいと思った。

さらに、公的な機関が絡んでいないと信頼していただけないところがある。NPOに委託しているところもあるが、民間の身元保証会社はたくさんあり、ここで私たちが紹介できるところはなかなかないので、やはり緊急的なものは社会福祉協議会のあんしん事業か

ら発展したものがあるといいと思った。

会長 資料の8ページ、利用者の状況を見ても、社会福祉協議会のあんしん事業の令和 4年の利用者数が173名。推計で6500人くらいの高齢者が預貯金の出し入れができないという数から見ると、もう少し多くてもよいと思う。これはPRが行き届いていないという話、それから、新規契約者数は69名であるが、契約まで至らないという苦労もあるのではないかと思うので、解決策の方向性としては、今ある制度をもっと活用していただけるように努力する、そのためにもう一頑張りしていただき、キャパを増やすということはあると思う。あんしん事業について、「相談受付後、初回訪問から平均2か月程度で契約へと至る」とあるので、そのことも含めて緊急的に対応するための何らかの枠組みができないか考えていけば、それがゴールになるのではないかと思う。

ほかに委員から提案や他自治体の事業の知見があればぜひ発言願いたいが、いかがか。 委員 皆さん、いろいろな事情があってやりかねているのではないかと思うが、自治会 の見直しをしなければいけないのではないか。自治会で地域の人たちの連携を大切にす る。

先ほど話した認知症を発症してどんどん進んでいくのが見えたときに、たまたま私の家内が民生委員や社会福祉協議会の会長や日赤の分団長や地域のことをやっているので、周りがその人たちを認めていくということがあり、それにあんしんすこやかセンターが絡んで非常にうまくいっている気がする。

あんしんすこやかセンターも一生懸命やっているが、いざとなったときにはあんしんすこやかセンターはそばにいないが、近所の方はそばにいる。災害や不慮なことがあっても、近所の人は非常に大事なものになる。したがって、区として、コミュニティーのつくり方、近所付き合いというのか、今後の生活上皆さんで協力してやっていくことをもう少し宣伝されたらいいのではないか。そうしたら、あんしんすこやかセンターが言われたことは1つ解決の方向に持っていけるのではないか。

会長 地域でのネットワーク、互助も強くしていかなくてはいけないとの指摘であったが、ほかにいかがか。

他方、やはり金銭に絡むことになるから、金銭問題ということもあるので、そこをどう 解決するかという話だと思う。

委員 近所付き合いがもちろんベースにあり、そこから情報提供していただき、認知症が進んでいることをあんしんすこやかセンターや区に知らせていただくことは日頃からや

っていると思うが、金銭管理の部分については、やはり社会福祉協議会なり区なり公的な機関がしっかりと情報を透明化することに責任を持ってやっていただくことがまず重要であると思う。

身元保証については、以前もガイドラインを作成していただいたが、抜本的な根拠となる制度がないと、専門職が集まって相談しても、そこから先が進まないこともあるので、この課題については、より公的な機関が責任を持って対応できる制度をぜひつくっていただきたい。

会長 保健福祉政策部長に伺う。答申した地域保健医療福祉総合計画の別紙 1、94ページに福祉文化の醸成とある。「地域で暮らすあらゆる人が福祉に関心を持ち、福祉文化が醸成されています」ということで、95ページを見ると、寄附の文化で皆さんが拠出していただいた基金があると。それぞれ基金は使い道があるが、例えば枠組みをつくって、2か月の緊急時な対応をした後、その方に所得がある、身内に所得がある場合には返していただくことを基金でやるのか、あるいは世田谷区は社会福祉協議会も大きいので、大きな懐を使って汗をかいてもらうという枠組みは考えられないか。

保健福祉政策部長 今いただいた話であるが、確実に高齢者の方が増えていく、特に85歳より上の方が増えていく状況であり、統計上も単身の方がどんどん多くなっていく。今、法的に整理されていないところであり、福祉事務所の人間も汗をかいているが、あんしんすこやかセンターや介護事業者に苦労をかけている状況があり、これはどんどん増えていってしまうと思う。そうした中で、社会福祉協議会もいろいろな事業をやっているので、急に手を広げることは難しいと思う。

委員から提案いただいたが、基金もいろいろあるので、そういうもので何かができないのか。あと、地域で活動している民間の事業者は様々あり、例えば信用金庫は地域に根を張って仕事をしているので、そういう方々の知恵や力を借りられないかとか、様々な事業者を巻き込み、網の目をきめ細かくしていく方策を考えていきたい。ただ、今まさに困っている方がいるので、なるべく早くリーチできるように、今日、福祉事務所の関係の部課長も来ているが、一緒に頭を悩ませて考えていきたい。

会長 地域の金融機関という話もあったが、やはり金銭管理、お金の話なので、金融機関の人たちの知恵を借りたりすることも1つの方策であると思ったので、ぜひ掘り下げていただきたい。

それから、みんな困っているということであれば、みんなが出し合っている共同募金で

地元に還元されるものもあるはずなので、それを活用するとか考えていただきたい。

ほかに委員から発言がないようであれば、この問題は引き続き検討課題ということで、 全区版地域ケア会議にこだわらず、審議会の機会はあるので、検討状況を報告いただくこ とで進めていってはどうかと思うが、皆様それでよろしいか。

(異議なし)

会長 したがって、今回で終わりではなく、第8回全区版地域ケア会議としていただいても結構であるが、年に1回しかやらないということではないので、機会があればこの問題を取り上げて、できるだけ早く現場で困っていることを解決したほうがよいと思うので、継続審議とすることでお願いする。

生活福祉課長 感謝する。引き続きよろしく願う。

会長 本件については、本日はここまでとする。

配付資料等について事務局から説明願う。

保健福祉政策部次長 本日は配付資料を4点つけているが、世田谷区本庁舎等整備における区民利用・交流拠点施設運営実施計画(素案)について簡単に説明する。

区民利用・交流拠点施設は、区民や区内の様々な活動団体等、多くの皆様に施設を利用 していただき、交流の場となることを目指した施設であり、その具体的な事業内容等を定 める運営実施計画(素案)を今回作成した。詳細については、配付した資料を御覧願う。

また、10月15日から11月12日の期間にて運営実施計画(素案)についての区民意見募集を行っている。ぜひ各関係団体の視点にて施設の利用や活用、運営等について意見をお寄せ願う。

会長 いつから使えるようになるのか。

保健福祉政策部次長 全体開設に向けてのスケジュールでは、令和7年度以降に区民交流スペース等開設、令和9年度以降に区民交流室開設という予定になっている。

会長 以上で予定した案件は終了した。

追加の意見、お気づきの点があれば、事務局まで提出願う。

事務局から何かあるか。

保健福祉政策部次長 次回のスケジュールは、来年2月9日金曜日を予定している。開 催通知は改めてお送りする。

会長 以上をもって本日の審議会は終了する。

午後8時38分閉会